

北上市告示甲第40号

北上市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成29年北上市告示甲第29号）の一部を次のように改正し、令和8年6月1日から施行する。

令和8年5月26日

北上市長 八重樫 浩 文

改正前	改正後
<p>別表（第5・第11関係） 単位数表</p> <p>1 介護予防訪問介護サービス費 ア 介護予防訪問介護サービス費（1月につき） （1）～（3） [略] 注1～3 [略]</p> <p>4 <u>令和7年4月1日以降、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。</u></p> <p>5～10 [略] イ～エ [略] オ <u>介護職員処遇改善加算</u> 注 <u>別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報</u></p>	<p>別表（第5・第11関係） 単位数表</p> <p>1 介護予防訪問介護サービス費 ア 介護予防訪問介護サービス費（1月につき） （1）～（3） [略] 注1～3 [略]</p> <p>4 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。</p> <p>5～10 [略] イ～エ [略]</p>

処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防訪問介護サービス事業所が、利用者に対し、指定介護予防訪問介護サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） アからエまでにより算定した単位数の1,000分の137に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） アからエまでにより算定した単位数の1,000分の100に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） アからエまでにより算定した単位数の1,000分の55に相当する単位数

#### カ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防訪問介護サービス事業所が、利用者に対し、指定介護予防訪問介護サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他

の加算は算定しない。

(1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） アからエまで  
により算定した単位数の1,000分の63に相当する単  
位数

(2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） アからエまで  
により算定した単位数の1,000分の42に相当する単  
位数

#### キ 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職  
員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情  
報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局  
長が定める様式による届出を行った指定介護予防訪問介  
護サービス事業所が、利用者に対し、指定介護予防訪問  
介護サービスを行った場合は、令和6年5月31日までの  
間、アからエまでにより算定した単位数の1,000分の24  
に相当する単位数を所定単位数に加算する。

#### ク 介護職員等処遇改善加算

注1 令和6年6月1日以降、別に厚生労働大臣が定める  
基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施して  
いるものとして、電子情報処理組織を使用する方法に  
より、市長に対し、老健局長が定める様式による届出  
を行った指定介護予防訪問介護サービス事業所が、利  
用者に対し、指定介護予防訪問介護サービスを行った  
場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単

#### オ 介護職員等処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等  
の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処  
理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が  
定める様式による届出を行った指定介護予防訪問介護サ  
ービス事業所が、利用者に対し、指定介護予防訪問介護  
サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い  
、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、

位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） アからエまでにより算定した単位数の1,000分の245に相当する単位数

(2) 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） アからエまでにより算定した単位数の1,000分の224に相当する単位数

(3) 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） アからエまでにより算定した単位数の1,000分の182に相当する単位数

(4) 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） アからエまでにより算定した単位数の1,000分の145に相当する単位数

2 令和6年6月1日から令和7年3月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子

次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）イ アからエまでにより算定した単位数の1,000分の270に相当する単位数

(2) 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ アからエまでにより算定した単位数の1,000分の287に相当する単位数

(3) 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）イ アからエまでにより算定した単位数の1,000分の249に相当する単位数

(4) 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）ロ アからエまでにより算定した単位数の1,000分の266に相当する単位数

(5) 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） アからエまでにより算定した単位数の1,000分の207に相当する単位数

(6) 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） アからエまでにより算定した単位数の1,000分の170に相当する単位数

情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防訪問介護サービス事業所（注1の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定介護予防訪問介護サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない

。—  
(1) 介護職員等処遇改善加算（V）（1） アからエ  
までにより算定した単位数の1,000分の221に相当  
する単位数

(2) 介護職員等処遇改善加算（V）（2） アからエ  
までにより算定した単位数の1,000分の208に相当  
する単位数

(3) 介護職員等処遇改善加算（V）（3） アからエ  
までにより算定した単位数の1,000分の200に相当  
する単位数

(4) 介護職員等処遇改善加算（V）（4） アからエ  
までにより算定した単位数の1,000分の187に相当  
する単位数

(5) 介護職員等処遇改善加算（V）（5） アからエ  
までにより算定した単位数の1,000分の184に相当  
する単位数

- (6) 介護職員等処遇改善加算 (V) (6) アからエ  
までにより算定した単位数の1,000分の163に相当  
する単位数
- (7) 介護職員等処遇改善加算 (V) (7) アからエ  
までにより算定した単位数の1,000分の163に相当  
する単位数
- (8) 介護職員等処遇改善加算 (V) (8) アからエ  
までにより算定した単位数の1,000分の158に相当  
する単位数
- (9) 介護職員等処遇改善加算 (V) (9) アからエ  
までにより算定した単位数の1,000分の142に相当  
する単位数
- (10) 介護職員等処遇改善加算 (V) (10) アからエ  
までにより算定した単位数の1,000分の139に相当  
する単位数
- (11) 介護職員等処遇改善加算 (V) (11) アからエ  
までにより算定した単位数の1,000分の121に相当  
する単位数
- (12) 介護職員等処遇改善加算 (V) (12) アからエ  
までにより算定した単位数の1,000分の118に相当  
する単位数
- (13) 介護職員等処遇改善加算 (V) (13) アからエ  
までにより算定した単位数の1,000分の100に相当  
する単位数

(14) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（14） アからエ  
までにより算定した単位数の1,000分の76に相当す  
る単位数

2 介護予防通所介護サービス費

ア 介護予防通所介護サービス費（1月につき）

(1)～(3) [略]

注1・2 [略]

3 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。  
ただし、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間、適用しない。

4～8 [略]

イ～サ [略]

シ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防通所介護サービス事業所が、利用者に対し、指定介護予防通所介護サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所

2 介護予防通所介護サービス費

ア 介護予防通所介護サービス費（1月につき）

(1)～(3) [略]

注1・2 [略]

3 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

4～8 [略]

イ～サ [略]

定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） アからサまでにより

算定した単位数の1,000分の59に相当する単位数

(2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） アからサまでにより

算定した単位数の1,000分の43に相当する単位数

(3) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） アからサまでにより

算定した単位数の1,000分の23に相当する単位数

#### ス 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防通所介護サービス事業所が、利用者に対し、指定介護予防通所介護サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） アからサまで

により算定した単位数の1,000分の12に相当する単位数

(2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） アからサまで

により算定した単位数の1,000分の10に相当する単位数

セ 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防通所介護サービス事業所が、利用者に対し、指定介護予防通所介護サービスを行った場合は、令和6年5月31日までの間、アからサまでにより算定した単位数の1,000分の11に相当する単位数を所定単位数に加算する。

ソ 介護職員等処遇改善加算

注1 令和6年6月1日以降、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防通所介護サービス事業所が、利用者に対し、指定介護予防通所介護サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等処遇改善加算（I） アからサまでにより算定した単位数の1,000分の92に相当する単位

シ 介護職員等処遇改善加算

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防通所介護サービス事業所（利用定員が19人以上である場合に限る。）が、利用者に対し、指定介護予防通所介護サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等処遇改善加算（I）イ アからサまでにより算定した単位数の1,000分の111に相当する

数

(2) 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） アからサまでにより算定した単位数の1,000分の90に相当する単位数

(3) 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） アからサまでにより算定した単位数の1,000分の80に相当する単位数

(4) 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） アからサまでにより算定した単位数の1,000分の64に相当する単位数

2 令和6年6月1日から令和7年3月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防通所介護サービス事業所（注1の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定介護予防通所介護サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分

単位数

(2) 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） ロ アからサまでにより算定した単位数の1,000分の120に相当する単位数

(3) 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） イ アからサまでにより算定した単位数の1,000分の109に相当する単位数

(4) 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） ロ アからサまでにより算定した単位数の1,000分の118に相当する単位数

(5) 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） アからサまでにより算定した単位数の1,000分の99に相当する単位数

(6) 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） アからサまでにより算定した単位数の1,000分の83に相当する単位数

2 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防通所介護サービス事業所（利用定員が19人未満である場合に限る。）が、利用者に対し、指定介護予防通所介護サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。た

に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。  
ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（１）アからサまでにより算定した単位数の1,000分の81に相当する単位数
- (2) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（２）アからサまでにより算定した単位数の1,000分の76に相当する単位数
- (3) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（３）アからサまでにより算定した単位数の1,000分の79に相当する単位数
- (4) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（４）アからサまでにより算定した単位数の1,000分の74に相当する単位数
- (5) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（５）アからサまでにより算定した単位数の1,000分の65に相当する単位数
- (6) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（６）アからサまでにより算定した単位数の1,000分の63に相当する単位数
- (7) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（７）アからサまでにより算定した単位数の1,000分の56に相当する

ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）イ アからサまでにより算定した単位数の1,000分の117に相当する単位数
- (2) 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ アからサまでにより算定した単位数の1,000分の127に相当する単位数
- (3) 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）イ アからサまでにより算定した単位数の1,000分の115に相当する単位数
- (4) 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）ロ アからサまでにより算定した単位数の1,000分の125に相当する単位数
- (5) 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）アからサまでにより算定した単位数の1,000分の105に相当する単位数
- (6) 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）アからサまでにより算定した単位数の1,000分の89に相当する単位数

る単位数

(8) 介護職員等処遇改善加算 (V) (8) アからサ  
までにより算定した単位数の1,000分の69に相当す  
る単位数

(9) 介護職員等処遇改善加算 (V) (9) アからサ  
までにより算定した単位数の1,000分の54に相当す  
る単位数

(10) 介護職員等処遇改善加算 (V) (10) アからサ  
までにより算定した単位数の1,000分の45に相当す  
る単位数

(11) 介護職員等処遇改善加算 (V) (11) アからサ  
までにより算定した単位数の1,000分の53に相当す  
る単位数

(12) 介護職員等処遇改善加算 (V) (12) アからサ  
までにより算定した単位数の1,000分の43に相当す  
る単位数

(13) 介護職員等処遇改善加算 (V) (13) アからサ  
までにより算定した単位数の1,000分の44に相当す  
る単位数

(14) 介護職員等処遇改善加算 (V) (14) アからサ  
までにより算定した単位数の1,000分の33に相当す  
る単位数

3 運動器機能向上通所サービス費 (1回につき)

(1)～(6) [略]

3 運動器機能向上通所サービス費 (1回につき)

(1)～(6) [略]

注1 [略]

2 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を算定する。

3 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を算定する。ただし、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間、適用しない。

#### 4 介護予防ケアマネジメント費

ア 介護予防ケアマネジメント費（1月につき）

(1)～(3) [略]

注1・2 [略]

3 令和7年4月1日以降、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

イ・ウ [略]

注1 [略]

2 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

3 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

#### 4 介護予防ケアマネジメント費

ア 介護予防ケアマネジメント費（1月につき）

(1)～(3) [略]

注1・2 [略]

3 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

イ・ウ [略]

エ 介護職員等処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健

局長が定める様式による届出を行った介護予防ケアマネジメント事業所が、利用者に対し、介護予防ケアマネジメントを行った場合は、アからウまでにより算定した単位数の1,000分の21に相当する単位数を所定単位数に加算する。

備考 改正部分は、下線の部分である。